令和5年度（2023年度）　公共事業評価／評価資料

評価の種類	事後評価
事業（計画）名	社会資本整備総合計画／ （第3期）安全・安心のしなやかな都市づくり・計画策定（防災・安全）
事業（計画）期間	令和２年度～令和４年度（３年間）
担当課	都市建設局　森の都推進部　みどり政策課

1　社会資本整備総合交付金を充てた要素事業の進捗状況

事業（計画）の概要

事業（計画）の名称	（第3期）安全・安心のしなやかな都市づくり・計画策定（防災・安全）
事業（計画）期間	令和２年度～令和４年度（３年間）
事業（計画）目標	市民の身近なレクリエーション空間やコミュニティー形成の場となる公園に対するニーズが多様化している。その中で、いつでも安全・安心で快適に楽しく利用ができる公園となるよう、計画的な公園施設の更新を実施するため、公園施設長寿命化計画を策定する。
概要	A　基幹事業 ・熊本市公園施設長寿命化計画策定調査　96百万円
事業費	96百万円
経緯	R2-R4　（第3期）安全・安心のしなやかな都市づくり（防災・安全）
定量的指標	令和2年度から令和4年度の間に247公園において公園施設長寿命化計画の策定を行う。　R2年度当初：０％⇒Ｒ４年度目標：100%

交付対象事業

事業名	事業種別	要素となる事業名（事業箇所）	事業内容	実施期間	事業費
A　基幹事業（１事業）					
①　都市公園・緑地等事業	公園	熊本市公園施設長寿命化計画策定調査	長寿命化計画策定のための調査	R2-R4	96百万円
				小計	96百万円
B　関連事業（○事業）					
C　効果促進事業（○事業）					
全体事業費（A＋B＋C）					
					96百万円

※全事業については、別紙「事後評価書」の交付対象事業欄を参照。

事業概要図

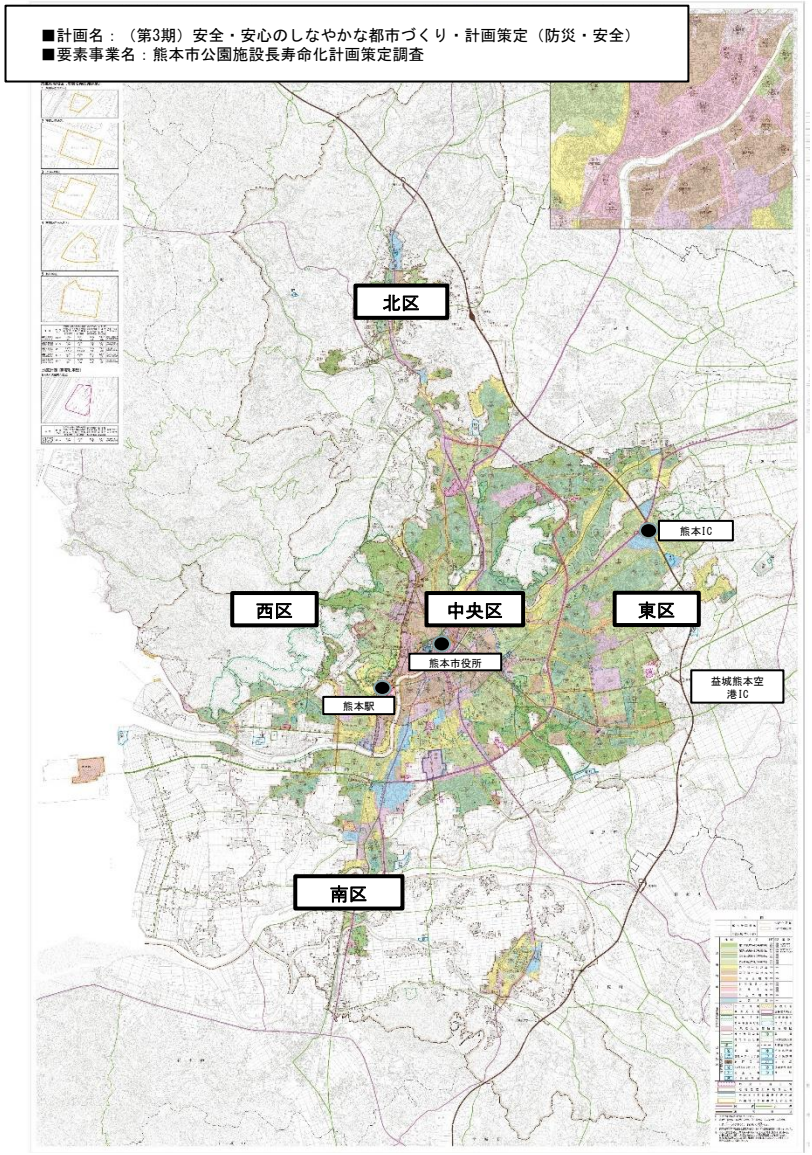

A12-001
熊本市公園施設長寿命化計画策定調査
長寿命化計画策定のための調査
事業費96百万円

基幹事業：熊本市公園施設長寿命化計画策定調査

事業内容　計画策定公園数　245公園

この業務は、熊本市が管理する公園における施設の現況を調査すると共に、適切な施設の点検および維持補修等の予防保全管理を行い、安全性の確保及び維持管理予算の縮減を行うことを目的とする。

○R2計画策定公園数　157公園
内訳（街区公園：144公園　近隣公園：3公園　特殊公園：2公園　緑地：8緑地）
○R3計画策定公園数　76公園
内訳（街区公園：68公園　近隣公園：1公園　総合公園：1公園　特殊公園：3公園　緑地　3緑地）
○R4計画策定公園数　12公園
内訳（街区公園：11公園　緑地：1公園）

■長寿命化計画策定状況一覧

実施年度	計画策定公園					
	街区公園	近隣公園	総合公園	特殊公園	緑地	合計
R02	144	3		2	8	157
R03	68	1	1	3	3	76
R04	11				1	12
計	223	4	1	5	12	245

街区公園：街区内に居住する者が容易に利用できるよう配置し、敷地面積は0.25haが標準。
近隣公園：近隣に居住する者が容易に利用できるよう配置し、敷地面積は2.0haが標準。
総合公園：都市規模に応じて、1箇所あたり面積10～50haが標準。
特殊公園：目的や立地が制限される公園。動植物公園や、風致公園、歴史公園、墓園などがある。
緑地　　：都市の自然環境の保全・改善、都市景観の向上を図るために設けられた、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準とした緑地

2　事業の効果の発現状況

事業の効果の発現状況

【1】熊本市公園施設長寿命化計画策定調査

対象公園について公園施設の健全度調査を実施することにより、緊急性のより高い施設から改修等の更新を実施することで、利用者に安全安心な公園施設の維持管理を行うもの。

○健全度調査の判断基準

① 健全度判定の実施

計画策定公園内の施設において、表－1の判断基準にて健全度判定（A，B，C，D）を実施。

※判断基準については「公園施設長寿命化計画策指針（案）健全度調査・判定事例集　平成24年4月：国土交通省」を参考。

② 緊急度の設定

1）健全度判定に基づき、表-2のとおり施設の補修・更新に対する緊急度（高、中、低）を設定。

2）健全度Dの施設は緊急度「高」とする。

3）健全度Cの施設は基本的には緊急度「中」となるが、特に優先度が高い施設については任意の指標を設定した上での考慮を反映して緊急度「高」とする。

4）健全度A、Bと判定された施設は、原則、緊急度「低」とした。

表-1

ランク	評価基準
A	・全体的に健全である。 ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	・全体的に顕著な劣化である。 ・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要なもの。

表-2

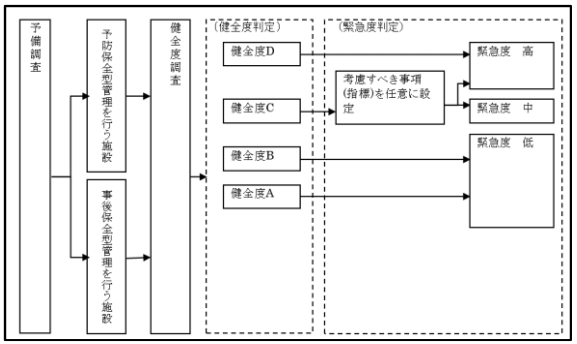

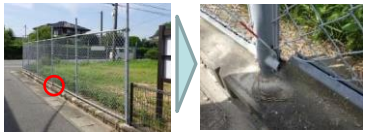

C判定：フェンス
道路隅切り部の胴縁が支柱から外れている。

D判定：すべり台
滑降面に破損あり。
（ロープで囲い立ち入り禁止としている）

3　評価指標の最終目標値の達成状況

評価指標の最終目標値の達成状況

計画の目標	市民の身近なレクリエーション空間やコミュニティー形成の場となる公園に対するニーズが多様化する中、いつでも安全・安心で快適に楽しく利用ができる公園となるよう、計画的な公園施設の更新を実施するため、公園施設長寿命化計画を策定する。				
計画の成果指標（定量的指標）	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値			達成状況（結果）（R4）
		当初現況値（H29）	中間目標値（R2）	最終目標値（R4）	
令和２年度から令和４年度の間に247公園において公園施設長寿命化計画の策定を行う。	公園施設長寿命化計画の策定について成果目標の達成	0%	50%	100%	達成済 245公園（結果）／247公園（目標） ＝99% ※整備計画策定後に2公園（下代菅原神社公園、城ヶ辻公園）が廃止となったため、計画策定の必要がなくなったもの。 よって、計画策定すべき公園はすべて策定済み。

4　対応方針（案）

市の対応方針

今後の方針	本整備計画にて計画策定した公園も含め、社会資本整備総合計画「（第3期）安全・安心のしなやかな都市づくり（防災・安全）」にて対象施設の更新を実施していくもの。 なお、更新に当たっては、より緊急度の高い健全度C及びDの施設から優先的に実施していくものである。 ＊整備期間：2020年度～2024年度（令和2年度～6年度）
今後の事後評価の必要性	本整備計画にて策定した計画をもとに、別途実施する施設改修工事の整備計画において事後評価を行うため、本整備計画については事後評価（フォローアップ）は行わない。
改善措置の必要性	整備計画策定後に廃止となった公園を除き、計画策定すべき公園はすべて策定済みであり、対象公園については別途実施する施設改修工事の整備計画にて更新していくため、改善措置の必要性はない。
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	計画策定にかかる整備計画のため、計画策定数以外の指標はなく、見直しの必要性はない。